

運 営 規 程

医療法人社団 葵会

介護老人保健施設 葵の園・沼南

介護老人保健施設「葵の園・沼南」運営規程

第1章 事業の目的及び運営方針

(趣旨)

第1条 この運営規程は、医療法人社団「葵会」の開設する介護老人保険施設「葵の園・沼南」(以下、「施設」という。)が介護保険法に基づく介護保険施設サービス、及び指定通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、指定短期入所療養介護、介護予防短期療養介護のサービスを提供するに当たり、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第37号)第8章及び第10章に定める規定並びに「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第40号)「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の規定によるもののほか、運営に関する規程を定め、もって事業の適正運営を図るものとする。

(事業の目的)

第2条 加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要支援、経過的要介護状態等となり介護、機能訓練並びに看護及び医療を要する者等について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険施設サービス、指定通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、指定短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護のサービスを提供し、もって保険医療の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 各サービス事業の運営方針は、次のとおりとする。

(1) 介護保険施設サービス

- 一 施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の世話を行なうことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることとともにその者の居宅における生活への復帰を目指すものとする。
- 二 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。
- 三 明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、及び他の介護保険施設、保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 四 施設は、入所者の人権擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(2) 指定通所リハビリテーション

利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学

療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

(3) 介護予防通所リハビリテーション

利用者が要支援 1、2 の状態になった場合においても、その人の生活・人生を尊重し、生活機能の維持・向上を積極的に図り、できる限り自立した生活を送れるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の自立支援を図るものとする。

(4) 指定短期入所療養介護

利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(5) 介護予防短期入所療養介護

利用者が要支援 1、2 の状態になった場合においても、その人の生活・人生を尊重し、生活機能の維持・向上を積極的に図り、できる限り自立した生活を送れるよう、介護、医学的管理の下における支援及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の世話をを行うことにより療養生活の質の向上・自立支援及び利用者や家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(6) 身体拘束の廃止

サービスの提供にあたっては、当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為は行わないこととする。

四 その他事項

利用者主体の観点から下記の事項について施設内で規程を定め、適切に実施していくものとする。

(1) 個人情報保護に関する事項

(2) 感染症対策に関する事項

(3) 事故防止およびリスクマネジメントに関する事項

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 各サービス事業の職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

職 種	介護保険施設サービス 短期入所療養介護 介護予防短期 入所療養介護	通所リハビリテーション 介護予防通所 リハビリテーション	職 務	備考 (兼務等の 状況)
	常勤換算	常勤換算		
管 理 者 (施設長)	1人以上	1人以上	施設、職員及び業務 の管理	医師を兼務
医 師			利用者の健康管理	
薬 剤 師	委託		薬の調剤	
看護職員	10人以上	1人以上	利用者の看護	
介護職員	24人以上	4人以上	利用者の介護	
支援相談員	1人以上	1人以上	利用家族の 相談援助	
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	1人以上	1人以上	機能回復訓練の 実施	通所兼務
管 理 栄 養 士	1人		利用者の栄養管理	
介護支援 専門員	1人		ケアプラン策定	
調 理 員	委託		入所者の食事調理	
事務職員	3人		事務全般	
その他職員	1人以上	1人以上		送迎車運転手 清掃員
合 計	43	9		

[非常勤の員数は、常勤換算後の員数で記入]

第3章 利用定員

(定員)

第5条 各サービス事業の定員は、次のとおりとする。

- (1) 介護保険施設サービス 100名
(指定短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護(空床利用)含む)
- (2) 指定通所リハビリテーション 42名
(介護予防通所リハビリテーション含む)

第4章 サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(内容及び手続きの説明及び同意)

第6条 施設は、サービスの提供の開始に際して、利用申込者またはその家族に対して、運営規程の概要、従事者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書(利用約款)を交付して十分な説明を行い、同意を得るものとする。

(サービスの内容)

第7条 各サービスの事業内容は、次のとおりとする。

- (1) 介護保険施設サービス
 - 一 医療・看護・介護の各サービス
 - 二 入 浴
 - 三 機能訓練
 - 四 食 事および栄養マネジメント
 - 五 相談援助(入所者及び家族への助言援助)
 - 六 レクリエーション、家族との交流
- (2) 指定短期入所療養介護および介護予防短期入所療養介護
前号に定めるサービス及び送迎サービス
- (3) 指定通所リハビリテーションおよび介護予防通所リハビリテーション
 - 一 医療・看護・介護の各サービス
 - 二 入 浴
 - 三 機能訓練
 - 四 食 事および栄養マネジメント
 - 五 相談援助(入所者及び家族への助言援助)
 - 六 送迎サービス
 - 七 口腔ケア

(利用料その他の費用)

第8条 各サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割とする。

2. 法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合に入所者から支払を受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との

間に、不合理な差額が生じないようにする。

3. 前2項のほか、利用者が負担することが適当と認められる費用は別表1のとおりとする。

4. サービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対してサービスの内容・費用について事前に文書で説明した上で、支払いの同意を得る旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（食事の提供）

第9条 食事の時間は、おおむね以下のとおりとする。

- 一 朝食 午前 7 時 30 分から
- 二 昼食 午後 12 時 00 分から
- 三 夕食 午後 17 時 30 分から

第5章 営業日及び営業時間

（指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの営業日及び営業時間）

第10条 指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（1）営業日 月曜日から土曜日までとする。

（平成31年4月30日、5月1日2日3日は営業日とする。）

ただし、祝日、年末年始（31日～3日）を除く

（2）営業時間 午前8時30分から午後5時30分とする。

ただし、利用者が希望し管理者が必要と認めた場合は、この限りではない。

（3）サービス提供時間 前項の営業時間中、午前9時45分より午後4時00分までとする。（送迎時間は除く）

第6章 送迎及び事業の実施地域

（通常の送迎の実施地域等）

第11条（介護予防）指定短期入所療養介護及び（介護予防）指定通所リハビリテーションにおける通常の事業の実施地域は柏市、および隣接する市町村とする。

第7章 サービス利用に当たっての留意事項

（日課の励行）

第12条 利用者は、施設の日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。

（外出・外泊）

第13条 利用者は、外出・外泊を希望する場合は、所定の手続きにより施設に届け出るものとする。

(衛生管理等)

第 14 条 施設は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について衛生的に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに医薬品及び医薬品危機の管理を適正に行うものとする。

二 施設において、感染症が発生し又は蔓延しないように、感染症または、食中毒の予防及び蔓延の防止のためのマニュアル(別紙)を定め、必要な措置を講じるための体制を整備する。

三 感染症、及び食中毒の蔓延防止のための対策委員会を設置する。
開催はおおむね 3 か月 1 回以上実施するとともに、その結果を職員に周知徹底する。

四 職員に対し感染症または、食中毒の予防、蔓延防止のための研修を実施する。

五 管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。

四 定期的に鼠等の駆除を行う。

(禁止行為)

第 15 条 利用者は、施設で次の行為をしてはならない。

一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。

二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑をかけること。

三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。

四 指定した場所以外で火気を用いること。

五 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

(非常災害対策)

第 16 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防法及び風災害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

一 施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

二 通報、消火、避難の各訓練については、年 2 回以上実施し、内 1 回以上は夜間又は夜間を想定した訓練を行うものとする。

(秘密保持)

第 17 条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規程に反した場合は、違約金を求めるものとする。

第8章 その他運営に関する重要事項

（苦情処理）

第18条 施設は、別表2に定める苦情処理に関する相談窓口、処理体制、手順等により、入所者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するものとする。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第19条 施設は、事故の発生又はその再発防止するため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
- 二 事故が発生した時又はそれにいたる危険性がある事態が生じた時に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業員に周知徹底する体制を整備する。
- 三 事故発生の防止のため委員会及び看護・介護職員及びその他の従事者に対する研修を定期的に行うものとする。
- 四 担当者の設置
施設は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずることとする。
- 五 施設は、前項の事故の状況及び事故に採った処置について記録するものとする。
- 六 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。
ただし、施設の責に帰すべからざる理由による場合は、この限りでない。

（虐待防止に関する事項）

第20条 施設は、入所者の人権擁護、虐待の発生又はその再発防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- 二 虐待防止のための指針の整備を図る。
- 三 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に講ずるための担当者を設置する。

（身体拘束）

第21条 施設は保護するため緊急をやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急をやむを得ない理由を記録するものとする。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3カ月1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に対し、周知徹底を図るものとする。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(ハラスメント対策)

第22条 施設は、職員の安全確保と安心して働き続けられるよう労働環境が築けるようハラスメントの防止に取り組む。

- 一 ハラスメント対策に関する担当者を選定する。
- 二 施設内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は許容しない。
 - ① 身体的な力を使って危害を及ぼす(およぼされそうになった)行為
 - ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたりおとしめたりする行為
 - ③ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為上記の内容は、当該法人職員、取引事業者の方、ご利用者様及びそのご家族様等が対象となります。
- 三 ハラスメントの事案が発生した場合、マニュアル等を基に即座に対応し、再発防止会議などににより同事案が発生しないための再発防止策に努める。
- 四 ハラスメントに対する基本的な考え方について研修を実施するとともに、ハラスメントの発生状況の把握に努めます。
- 五 ハラスメントと判断された場合には、その行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講ずるものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第23条 施設は、感染症や非常災害時において、入所者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画(以下、「業務改善計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い 必要な措置を講ずるものとする。
- 二 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 三 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

- 第24条 施設は、すべての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条2項に規定する政令で定める者等の資格を有する物その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会

(協力病院)

第 25 条 協力病院は、次のとおりとする。

- | | | |
|---|-----------|--|
| 一 | 協力病院名 | 医療法人社団葵会 柏たなか病院 |
| | 診療科目 | 内科、消化器科、循環器科、呼吸器科、神経内科、小児科、外科、大腸肛門科、整形外科、形成外科、脳神経外科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科、婦人科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、歯科 |
| | 所在地 | 千葉県柏市小青田 1 丁目 3-2 |
| 二 | 協力病院名 | 医療法人社団葵会 千葉・柏リハビリテーション病院 |
| | 診療科目 | 内科、精神科、神経科、リハビリテーション科、診療内科 |
| | 所在地 | 千葉県柏市大井 2651 |
| 三 | 協力歯科医療機関名 | 医療法人社団洋英会 けやき歯科医院 |
| | 所在地 | 千葉県我孫子市 2-3-2 RSC パークビル 2F |

(会計の区分)

第 21 条 各サービス事業の会計区分は、その事業ごとの会計区分とする。

(その他)

第 22 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団「葵会」と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

本規程は、平成 12 年 4 月 1 日より施行する。

本規定は、平成 16 年 3 月 1 日から、一部改訂し施行する。

本規定は、平成 16 年 8 月 1 日から、一部改訂し施行する。

本規定は、平成 16 年 10 月 1 日から、一部改訂し施行する。

本規定は、平成 17 年 4 月 1 日から、一部改訂し施行する。

本規定は、平成 17 年 10 月 1 日から、一部改訂し施行する。

本規定は、平成 18 年 1 月 1 日から、一部改訂し施行する。

本規定は、平成 18 年 4 月 1 日から、一部改訂し施行する。

本規定は、平成 18 年 6 月 1 日から、一部改訂し施行する。

本規定は、平成 19 年 10 月 1 日から、一部改訂し施行する。

本規約は、平成 21 年 4 月 1 日から、一部改訂し施行する。

本規定は、平成 21 年 8 月 1 日から、一部改訂し施行する。

本規定は、平成 25 年 4 月 1 日から、一部改訂し施行する。

本規定は、平成 26 年 4 月 1 日から、一部改訂し施行する。

本規定は、平成 26 年 8 月 1 日から、一部改訂し施行する。

本規定は、平成 28 年 5 月 1 日から、一部改訂し施行する。

本規定は、平成 29 年 4 月 1 日から、一部改訂し施行する。

本規定は、平成 31 年 4 月 1 日から、一部改訂し施行する。

本規定は、令和 6 年 4 月 1 日から、一部改訂し施行する。

別表1 サービス利用料及びその他費用 (1/2)

介護老人保健施設 葵の園・沼南

単位：円/1日

	介護保健施設サービス	短期入所療養介護	通所リハビリテーション
食 費	1. 利用者負担第4段階 1,754 2. 同 上 第3段階 650 3. 同 上 第2段階 390 4. 同 上 第1段階 300	1. 利用者負担 朝食 520 円 昼食 642 円 夕食 592 円 2.3.4 左に同じ	6 5 4
居 住 費 (多床室)	1. 利用者負担第4段階 510 2. 同上 第3・2段階 430 3. 同上 第1段階 0	滞在費 左に同じ	
利用者の選定する特別な食事	実 費		実 費
日用品費	1 5 3	左に同じ	
教養娯楽費	1 0 2 1 5 3 (書道クラブ参加者のみ) 1 5 3 (カレンダー作成参加者のみ)	左に同じ	1 0 0
おやつ代	1 0 0 (消費税別途徴収)	左に同じ	1 1 0
文書作成料	1 0 0 1, 0 0 0 3, 0 0 0 5, 0 0 0 9, 0 0 0 (消費税別途徴収)	実費精算	1 0 0 1, 0 0 0 3, 0 0 0 5, 0 0 0 9, 0 0 0 (消費税別途徴収)
理美容代	実費精算	実費精算	
テレビ代 (税込)	2 0 0 / 1 日 (消費税別途徴収)	左に同じ	
イヤホン代 (税込)	3 0 0 / 1 個 (消費税別途徴収)	左に同じ	

*日用品費は、タオル、フェイスタオル、おしぼり、歯ブラシ、歯磨き粉、ボックスティッシュペーパー等の代金をいう。

*教養娯楽費は個別のレクリエーション、催し物等を行うに際してのクレヨン・紙その他の費用をいう。

*その他利用者の希望に応じて、サービスを提供する場合は、その同意のもと積算を明らかにして実費相当の負担を求めるものとする。

別表1 サービス利用料及びその他費用 (2/2)

介護老人保健施設 葵の園・沼南

単位：円/1日

	介護予防短期入所療養介護	介護予防通所 リハビリテーション	備 考
食 費	1.利用者負担第4段階 1,754 2. 同 上 第3段階 650 3. 同 上 第2段階 390 4. 同 上 第1段階 300	654	
滞 在 費 (多床室)	1.利用者負担第4段階 510 2. 同上 第3・2段階 430 3. 同上 第 1段階 0		
利用者の選定する 特別な食事	実 費	実 費	
日用品費	153		
教養娯楽費	102 153 (書道クラブ参加者のみ) 153 (カレンダー作成参加者のみ)	100	
おやつ代	100 (消費税別途徴収)	110	
文書作成料	100 1,000 3,000 5,000 9,000 (消費税別途徴収)	100 1,000 3,000 5,000 9,000 (消費税別途徴収)	
理美容代	実費精算		
テレビ(税込)	200/1日 (消費税別途徴収)		
イヤホン代(税込)	300/1個 (消費税別途徴収)		

*日用品費は、タオル、フェイスタオル、おしぼり、歯ブラシ、歯磨き粉、ボックスティッシュペーパー等の代金をいう。

*教養娯楽費は個別のレクリエーション、催し物等を行うに際してのクレヨン・紙その他の用をいう。

*その他利用者の希望に応じて、サービスを提供する場合は、その同意のもと積算を明らかにして実費相当の負担を求めるものとする。